

平成29年度事業計画

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営と社会的ニーズに即応した積極的な事業展開を推進するとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際事業、広報事業等の各種事業を実施する。

I 電子マニフェスト事業

平成29年度は、第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日閣議決定）に掲げられた電子マニフェストの普及目標（利用割合を平成28年度に50%とする）を念頭において策定した「電子マニフェスト事業中期計画（計画期間：平成27～29年度）」に基づき、各種の取組みを積極的に展開するとともに、引き続き、システムの安定運用と利便性の向上を図る。

1. 平成29年度電子マニフェスト普及見通し

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間登録件数 (電子化率) (※)
	排出事業者				収集運搬 業者	処分 業者	合計	
	A料金	B料金	C料金	計				
平成28年度 実績見込み	3,710	18,500	125,000	147,210	16,700	8,140	172,050	23,600,000 (47%)
平成29年度 見通し	3,860	19,700	135,000	158,560	17,700	8,390	184,650	26,000,000 (52%)

(※) 年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出

2. 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、地方公共団体、（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会、関係業界団体等と連携して以下の事業を実施する。

(1) 重点普及対象への普及活動

- 1) 多量排出事業者への普及促進に優先的に取組むとともに、これを基点としてその委託先処理業者を通じて未加入の排出事業者への普及促進を図る。
- 2) ASP事業者、関係業界団体等と連携して少量排出事業者に対する普及促進を図る。
- 3) （公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会と密接な連携を図りつつ、処理業者の加入促進を図るとともに、中間処理業者における2次マニフェスト登録の利用促進を図る。

(2) 電子マニフェスト導入説明会

地方公共団体、関係業界団体等と連携して、全国的な電子マニフェスト導入説明会（導入実務研修会、操作体験セミナー、個別導入相談会）を開催するとともに、インストラクタの計画的な増員を図る。

(3) 広報活動

ホームページのQ&Aや導入相談フォームの充実、運用事例集の作成、業界紙による事例紹介等の広報活動を行う。

(4) 利便性向上のためのシステムの機能強化

- 1) 平成28年度に開発した電子マニフェスト登録時の不適正内容や不正の検知機能及び地方公共団体のための不適正情報照会・検索機能の運用を開始する。
- 2) 加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化を行う。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持する。

4. 利用料金の改定

少量排出事業者を中心とする利用者の経済的負担の軽減を図る観点から、平成29年4月1日より、利用料金の改定を行う。

5. 電子マニフェスト次期事業計画の策定

電子マニフェスト事業の円滑な運営を図るため、これまでの実績及び国の普及目標等を踏まえて、次期事業計画（平成30年度～）を策定する。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

廃棄物処理法の関係規定に対応する以下の講習会を（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会並びに（公社）日本医師会の協力のもとに、計画的に実施する。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6課程
なお、新規講習会は、廃棄物の広域認定制度の適用を受けようとする者、使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者も受講対象として行う。
- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2課程
- 3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。） 1課程

(1) 講習会の開催計画

1) 新規講習会	135 回	14,000 名
2) 更新講習会	170 回	20,350 名
3) 特管責任者講習会	128 回	15,900 名
4) PCB講習会	7 回	850 名
計	440 回	51,100 名

(2) 委員会の開催

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び修了試験問題等を審議する「講習会試験委員会」を各々2回開催する。

(3) インターネット申込みの普及拡大

引き続き、インターネットによる受講申込者の受講料の値引きを実施し、その普及拡大を図る。

2. 研修事業

排出企業を対象にした産業廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正な処理委託等に関する「産業廃棄物マネジメント研修会」及び事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を引き続き実施する。

また、学識経験者等の参画を得て、テキスト、カリキュラム等の見直しのための検討を行う。

(1) 産業廃棄物マネジメント研修会	12回	600名
(2) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会	2回	100名
計	14回	700名

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた基準に則った評価を行うとともに、医療機関等の排出事業者に対して容器選定の参考情報の提供等を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

また、製品評価の社会的ニーズはあるものの、市場シェアが非常に低いこと等に鑑み、本事業のあり方について抜本的に見直すための検討を進める。

IV 調査事業

(1) 産業廃棄物処分施設の維持管理情報等の廃棄物・環境関連情報を有効に活用するシステムの構築を目指した調査を実施する。

(2) ビッグデータとしての電子マニフェスト情報の活用のための調査を実施する。

(3) 資料の収集、国際会議への参加等を通じて、国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報を収集し、解析を行うとともに、その成果については、講習会事業のテキストへの活用に務めるほか、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。

V 国際事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、次の事業を実施する。

(1) 情報交換等の推進

日韓台ネットワーク会議を通じ、韓国、台湾等の電子マニフェスト実施機関等との交流を進めるとともに、有害廃棄物等廃棄物管理に関する情報交換等を行う。

(2) 政府の関係事業への協力等

政府が実施する我が国循環産業の戦略的国際展開・支援事業について、関係団体等との連携を図りつつ、協力する。

VI 広報事業

1. JWセミナー、JW懇話会

産業廃棄物に関する話題を提供し、産業廃棄物の適正処理に向けた理解を広めるための「JWセミナー」及びJWセンターの役員等関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を各1回実施する。

2. 機関誌の発行

JWセンターの事業に関する機関誌を発行する。

(1) 発行回数 年4回(季刊)

(2) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍の編集及び販売協力を行う。

(1) 廃棄物処理法令(三段対照)・通知集(平成29年版)

(2) 感染性廃棄物処理マニュアル(平成29年改訂版)

(3) 建設廃棄物適正処理マニュアル(平成23年8月初版)

4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、講習会事業などJWセンターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について、適宜ホームページに掲載するとともに、定期的なメールマガジンの送信により、JWセンター関係者(電子マニフェスト加入者や講習会等受講者を含む。)に対する情報提供を行う。

VII その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係三団体の共催による全国大会を開催する。

(1) 名称 第16回 産業廃棄物と環境を考える全国大会

(2) 開催日 平成29年11月17日(金)

(3) 場所 高知県高知市

(4) 主催 (公社) 全国産業廃棄物連合会
(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団
JWセンター

2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの平成29年度出えん要請に基づき、出えんする。

出えん額は、環境大臣の出えん要請額の範囲内で、理事会の承認を得た額とする。

3. JWセンターシステムの再構築

電子マニフェストシステムの次期システム更新に向け、さらに高度化、多様化するニーズに対応するとともに、一層の安全・安定運用の確立を目指し、同システムの再編を含む再構築を検討する。

また、講習会システムをはじめとする JWセンターの業務・情報システムについて、外部からの不正アクセスの対応や事業継続計画（BCP）の観点から、JWセンターの内部サーバを外部の信頼性の高いクラウドサーバに変更するとともに、電子マニフェストシステムと合わせたシステムの統合管理に向けた検討を進める。

4. 廃棄物処理制度の見直しとの整合

現在、国において進められている廃棄物処理制度の見直し等を念頭において、電子マニフェスト事業をはじめ JWセンターの各事業を適切に運営する。